

久留米市特定空家等の認定について

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく、「特定空家等」の認定に向け、「久留米市特定空家等の判断基準」（以下「判断基準」という。）を定め、令和2年6月に「久留米市特定空家等対策審議会」（以下「対策審議会」という。）にて審議。その結果、「特定空家等」に該当すると判断され、令和2年7月に本市では初めて「特定空家等」に認定。

1. 「特定空家等」と認定した3つの老朽家屋の状況

これまで、所有者等に対し、適正な管理のために必要な措置についての指導等を行ってきたが、指導等への反応が無く、今後も「改善の意向が見られない」など、所有者等の事情を踏まえたうえで判断し認定。また、判断基準に沿って判定した状態は、以下のとおり。

■ 老朽家屋の状態

	判断基準	
	(1)倒壊等のおそれ	(2)周辺（道路、隣地）への悪影響のおそれ
① 田主丸町田主丸	有り	有り
② 城島町青木島	有り	有り（既に隣地に悪影響）
③ 中央町	有り（既に一部倒壊）	有り

2. 今後のスケジュール

認定後、速やかに所有者等の特定を進め、所有者等全員に対して助言又は指導などの措置を進める。

また、倒壊等による悪影響の程度と危険等の切迫性を勘案し、このまま放置すると著しく公益に反すると認めるときは、対策審議会の意見を踏まえ、行政代執行又は略式代執行の実施を検討。なお、今回の特定空家等に認定した以外の老朽家屋についても、建物状態等に応じて、対策審議会の意見を踏まえ、認定を進めていくもの。